

(別添)

令和8年度鳥取県ハンター養成スクール運営業務 仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する令和8年度鳥取県ハンター養成スクール運営業務（以下「本業務」という。）の受託者（以下「乙」という。）が実施する業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

増えすぎたニホンジカやイノシシを減らす上で、捕獲を担うハンターの確保・育成が喫緊の課題となっていることから、本業務では、狩猟免許取得後の新人捕獲者を対象として、野生鳥獣の捕獲技術から捕獲個体の解体・ジビエ利用までの幅広い知識・技術の習得を目的とした講習や実践的な現地実習等を開催（基礎課程課程）し、有害鳥獣捕獲等の即戦力となる捕獲者の育成を行う。また、捕獲実績が伸び悩んでいる中堅層のわな猟捕獲者を対象として、直接の現地指導を開催（ステップアップ課程）し、わな猟による更なる捕獲効率や安全管理能力の向上を図るとともに、近隣地域の捕獲者同士のネットワーク作りを図る。

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

3 受講生の定員・要件等

（基礎課程）

受講定員は40名（わな猟コース：25名、銃猟コース：15名）程度とし、以下の要件を満たす者を受講生とする。なお、定員を超える申込があった場合は受講申込書の記載内容等を考慮し決定する。また、受講料は無料とするが、交通費や猟具・実包の購入、各種資格取得等に要する費用は受講生の負担とする。

- ・鳥取県内に居住している者
- ・狩猟免許（わな猟又は第一種銃猟）を既に所持し、更なる捕獲技術の向上を目指す者
- ・カリキュラムの概ね7割程度以上を受講可能で、受講後は地域の有害鳥獣捕獲従事者、鳥獣被害対策実施隊員又は狩猟者等として、野生鳥獣の捕獲活動に参加する意思がある者
- ・第一種銃猟コースについては、猟銃の所持許可を有する者（手続き中の者を含む）

（ステップアップ課程）

受講定員は30名程度（1回の目安は現地指導5名程度、聴講生5名程度の合計10名程度のグループとし、東中西部の3地域で3回実施する。）とし、以下の要件を満たすものを受講生とする。また、受講料は無料とするが、交通費や猟具の購入、架設に要する費用は受講生の負担とする。

ア 現地指導希望者の要件

- ・鳥取県内に居住している者
- ・狩猟免許（わな猟）を所持し、わな猟の捕獲技術の更なる向上を目指す者。
- ・申込時点でニホンジカ及びイノシシの捕獲活動を1～3年程度行っている者
- ・現地指導の会場として捕獲活動場所の提供ができる者

イ 聴講希望者の要件

- ・鳥取県内に居住している者
- ・狩猟免許（わな猟）を所持し、わな猟の捕獲技術の更なる向上を目指す者。

4 業務内容

（1）研修計画（カリキュラム）の作成

別紙「カリキュラム案」に則して研修計画（カリキュラム）を作成する。基礎課程のカリキュラム作成に当たっては、わな猟と第一種銃猟それぞれに応じたコースを設け、講習（座学）と現地実習を設けること。内容には、捕獲技術に加え、捕獲に際しての安全管理、捕獲個体の解体・ジビエ利用に関する内容も含めること。ステップアップ課程のカリキュラム作成に当たっては、講習（座学）と現地実習を設けること。内容には、捕獲技術に加え、捕獲に際しての安全管理、捕獲個体の解体・ジビエ利用に関する内容も含めること。

なお、感染症の流行、災害の発生その他の事情により研修計画（カリキュラム）の変更を求める場合がある。

(2) 会場等の確保

講習に必要な会議室、現地実習の会場、必要な機材等を、地域等の関連団体と調整し手配すること。講習等の当日は会場等の準備を行う。

(3) 受講生の募集・決定

乙は募集要領、受講申込書、募集チラシを作成し、甲の承認を受けた上で、受講生の募集、問合せ対応、申込の受付を行う。(募集要領への記載事項：事業目的、定員、受講生の要件、受講料、開講日時・場所、講習内容、申込期間、申込方法、受講生の決定方法等)

甲は、県公式ホームページ等への掲載、報道機関への資料提供、狩猟免許所持者への募集チラシの配布等により、受講生募集の周知を行う。

乙は、申込期間終了後、甲と協議の上受講生を決定し、応募者全員に受講の可否を通知する。

(4) 講習資料の作成

各回の講習内容に対応した講習資料を作成する。対象鳥獣はニホンジカ及びイノシシとし、写真、イラスト、動画等を用いて初心者でも分かりやすい内容とすること。

なお、既存の資料や素材を使用してよいが、著作権者に業務における使用の許可を得たものを使用すること。

(5) 受講生への連絡

受講生に対して、講習開催の連絡を行うとともに、出欠を事前確認する。なお、欠席者には、後日、郵送等により講習資料を配布すること。

(6) 講習・実習の実施

作成した資料、資材等を使用して、講習及び実習を開催する。

外部の者に講師を依頼する場合には、謝礼、旅費等の経費を支払うものとする。

現地実習においては、必要に応じて参加者に傷害保険（死亡時500万円、入院時5千円以上のもの）に加入させること。

(7) 受講生へのアンケート調査等

スクールの運営改善や講習内容見直しの検討材料とするため、各講習終了後に受講生に対してレポートの提出又はアンケート調査を実施し、結果を整理・分析する。ただし、ステップアップ課程の受講生については捕獲数変化の結果を含むアンケートを現地指導終了後、一定期間経過後に行う。また、全カリキュラムの終了後、受講生に対してスクール受講証明書等を発行する。

(8) スクール卒業生の追跡調査

スクールの効果を検証し、運営改善や卒業生に対するフォローアップの検討に活用するため、ハンター養成スクール新人ハンター課程卒業生に対し、卒業後の活動状況や課題等に関するアンケート調査を実施する。

アンケート内容は乙が案を作成し甲乙協議して決定する。乙はアンケートの結果を分析し、課題の整理、施策提案を行うこと。

ア 令和3年度の卒業生を対象（30人）

令和8年9月30日までに実施した上で甲に中間報告を行うこと。

イ 前年度卒業生を対象（46人）

令和8年11月からの狩猟期に入り、一定期間経過後に実施すること。

5 県内関係団体との連携

本業務の実施に当たっては、一般社団法人鳥取県猟友会、いなばのジビエ推進協議会、ほうきのジビエ推進協議会及びそれらの構成員との連携・協力を図ること。

6 成果品

本業務完了後30日以内又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに以下の成果物を甲に提出し検査を受けること。

(1) ハンター養成スクール運営関係書類（募集要領、募集チラシ、申込書等）

- (2) ハンター養成スクール講習資料
- (3) ハンター養成スクール実施記録（講習、実習の実施状況がわかる写真等）
- (4) 受講生アンケート調査及び卒業生追跡調査の結果

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定することとする。

(別紙)

カリキュラム案

令和8年度鳥取県ハンター養成スクールのカリキュラムは下表を基本とするが、実施時期、場所、内容等の詳細については、受講生の学びやすさ、参加しやすさ、会場の確保状況等を検討し、甲乙協議の上、定めるものとする。

基礎課程

回	開催時期 開催場所	講習・実習テーマ	講習・実習内容	コース	
				わな猟	銃猟
1	9月下旬 中部地区	わなによる捕獲技術① 銃器による捕獲技術①	・県内の鳥獣被害・生息状況 ・わな猟・銃猟の基本技術と安全管理 ・若手猟師との情報交流会	○	○
2	11月上旬～ 中旬頃 中部地区	銃器による捕獲技術②	・大型獣の銃猟に必要な装備と道具 ・模擬銃による射撃実習(室内) ・銃猟の安全管理、違反・事故事例解説	—	○
3	湯原国際射撃場	射撃練習	・射撃場における安全管理やマナー ・静的射撃・動的射撃の基礎理論、実習	—	○
4	11月中旬～ 11月下旬頃 中部地区	わなによる捕獲技術② わなによる捕獲技術③	・箱わな・くくりわなの捕獲手順と安全管理 ・くくりわなの作成実習(室内) ・わな猟のための動物の痕跡の見分け方 ・安全な保定と止めさし ・わな猟のための山歩き(くくりわな設置実習)	○	—
5	12月上旬～ 12月中旬頃 東部地区	銃器による捕獲技術③ 銃猟実習	・銃猟の種類と特徴、注意点 ・銃猟のための山歩き(実習) ・銃猟(巻き狩り)実習 ・銃猟実習まとめ	/	○
6	12月中旬頃 東部地区	ジビエ利用のための 衛生管理・解体実習	・ジビエ利用のための衛生管理 ・止めさし、血抜き等実習 ・イノシシ解体実習、ジビエ試食など	○	○
		狩猟を始めるにあたっての 支援案内等	・ベテランハンターとのマッチング制度、各種補助金の説明等		

注1) 開催日は原則として日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とし、時間は午前10時から午後4時までを基本とする。

注2) 他のコースの受講生も聴講・見学可能とする。銃猟実習については、わな猟コースの受講生は聴講・見学不可とする。

注3) 講師1名と講師補助1名での運営を基本とする。銃猟実習はこれら2名に加え、巻き狩りに必要な人員(猟友会会員等)を手配すること。ただし、くくりわなの作成実習及び射撃練習は講師1名と講師補助2名、くくりわなの設置実習については、講師2名と講師補助2名による運営とする。

注4) 銃猟実習の受講者は、前記「銃器による捕獲技術①、②、③」を受講していることを基本とする。また、銃猟(巻き狩り)実習に参加できるのは、受講者のうち銃所持許可や狩猟者登録を受けている者に限る(その他の受講者は見学とする)。

ステップアップ課程

開催時期	開催場所	回数	講習・実習テーマ	講習・実習内容
7月頃	中部地区	1回	捕獲技術講習（座学）	<ul style="list-style-type: none"> ・わな猟の捕獲技術と安全管理 ・ジビエ利用のための衛生管理
7月～ 12月頃	東中西部 地区	各地区 3回	わなによる捕獲技術向上講習（現地実習）	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わな・くくりわなの捕獲手順と安全管理 ・山歩き及びわな設置実習 ・止めさし、血抜き等実習

注1) 開催日は原則として日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とし、時間は午前10時から午後4時までを基本とする。